平成２４年（フ）第４１４号
千葉県市川市本行徳16番９号
債務者　小野　敏弘
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４６７号
千葉県八千代市米本1359番地米本団地５街区20棟201号
債務者　萩原健仁郎
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８８号
愛知県春日井市下市場町６丁目11番地６　ＳＯＧＡビル307号
債務者　タカハシ製作所こと　高橋　輝行
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８１４号
愛知県春日井市高座台４丁目３番地５
債務者　高松　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９６３号
大阪府高槻市如是町44番２号
債務者　森田　　昭
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９８９号
大阪府大阪市福島区鷺洲５丁目６番56号アーバンヴィラ602号
債務者　前田　光明
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２００６号
大阪市北区同心１丁目９番13号　ラ・メール北大阪管理人室
債務者　百田　佳行
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２００９号
大阪府東大阪市大蓮東３丁目15番２号　401号
債務者　徳永真規子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０１１号
大阪府茨木市西田中町７番18号
債務者　中野千代美
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０４８号
大阪府東大阪市日下町３丁目１番５―108号、前住所大阪府東大阪市日下町４丁目１番42―1312号
債務者　インテリアヒライこと　平井　正幸
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０４９号
大阪府高槻市南平台４丁目15番２号
債務者　小坂　裕子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０７４号
大阪市東住吉区駒川３丁目13番20号
債務者　金井輝雄こと　金　　容謨
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０７５号
大阪府大東市氷野２丁目２番９号大政ビル405号
債務者　川本　美香
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１３０号
大阪市鶴見区諸口３－３―38　グランデ鶴見206、住民票上の住所大阪府門真市柳田町37番14号
債務者　仰木　貫秀
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３４９号
大阪市東淀川区北江口３丁目５番10―503号
債務者　末永　市次
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３８３号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目12番49号
債務者　坂田　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４４０号
大阪府東大阪市吉田４丁目２番22―216号
債務者　髙橋　国行
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４４５号
大阪市住吉区我孫子東２丁目６番13号　ペンギンコートⅠ602号
債務者　黒木　慶子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部